

はじめに

佐倉市では、平成 21 年に高齢化率 21%を超え、超高齢社会に突入しており、本計画の最終年度にあたる平成 26 年には高齢化率 27%、およそ 3.7 人に 1 人が高齢者となることが推測されております。

佐倉市といたしましては、現役世代にとって住みやすく、また、高齢期を迎えましても、老後を地域で心豊かに過ごしていただくため、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備や医療、介護、福祉の充実を進め、どの世代にとっても住み続けたいと思えるまちづくりを包括的かつ継続的に推進していくことが重要と考えております。



この度の「第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、平成 23 年 7 月に実施しました市民アンケート調査の結果などを踏まえ、今後の高齢者を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいの 5 つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で計画期間とした高齢者福祉施策及び介護保険施策に関する本市の取り組みをまとめたものです。

本計画の推進にあたっては、市民の皆様をはじめ、保健・医療・福祉の関係機関・団体等に趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたり、貴重なご提言を賜りました、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査などを通じてご協力いただきました皆さまに、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

佐倉市長 藤 和 雄

目 次

1. 計画の基本的な考え方	2
2. 佐倉市の高齢者等の状況	3
3. 計画の基本理念・目標について	4
4. 計画の重点施策	4
5. 高齢者福祉施策の推進	5
6. 介護保険サービスの推進	6
7. 介護保険事業費の見込みと第 1 号被保険者の保険料	7
8. 計画の推進に向けて	8

1. 計画の基本的な考え方

■計画策定の背景等

平成 22 年 10 月 1 日現在、総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合【高齢化率】は 23%に達しています。一方、少子化も進行しており、国の人口動態統計によると、平成 17 年（2005 年）に初めて出生数が死亡数を下回り、人口減少社会が到来しました。

このような人口構成の変化から、少子・高齢化と人口減少に対応した社会システムの構築が求められております。また、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域基盤の強化も必要です。そのためには、自助・共助・公助の適切な組み合わせに基づいた地域づくりを、市民の皆様とともに推進していく必要があります。

この計画は、高齢化率が 21%を超えた超高齢社会における福祉や介護の諸課題を、市民の皆様とともに解決し、誰もが暮らしやすい佐倉市へと向けた「高齢者のための総合的な計画」としての性格を持ち、福祉分野及び介護が必要になったときの介護保険サービスについて、今後 3 年間の計画をとりまとめたものです。

■法的根拠

本計画は、高齢者に関する様々な福祉施策や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画であり、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

■計画の位置づけ

本計画は、「佐倉市総合計画」を基本とし、「佐倉市地域福祉計画」の一環として高齢者の福祉及び介護保険事業運営に関する本市の取り組みを示したものです。

また、老人福祉法、介護保険法などの法令や市の関連する個別計画との整合を図って策定しています。

■計画の期間

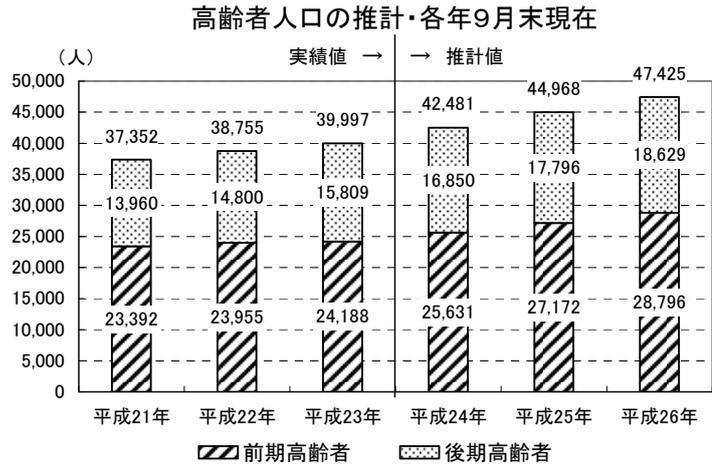
第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画は、平成 24 年度（2012）から平成 26 年度（2014）までの 3 年間で計画期間としています。

なお、第 5 期計画の取り組みにあたっては、第 3・4 期計画の内容を引き継ぎ取り組んでいきます。

2. 佐倉市の高齢者等の状況

■高齢者等の状況

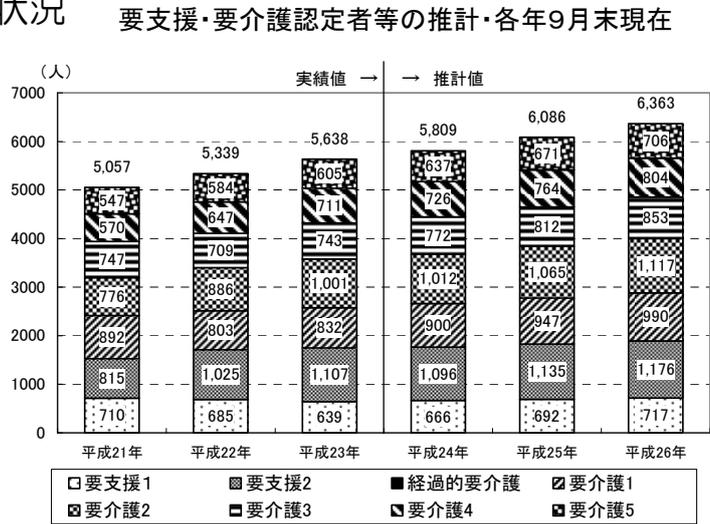
本市の人口は微増傾向で推移し、平成23年9月末現在（住民基本台帳）の人口数は、176,118人となっています。高齢者の人口数は、今後も増加を続ける見込みで、平成26年には47,425人になると推計されます。



■要支援・要介護認定者数等の状況

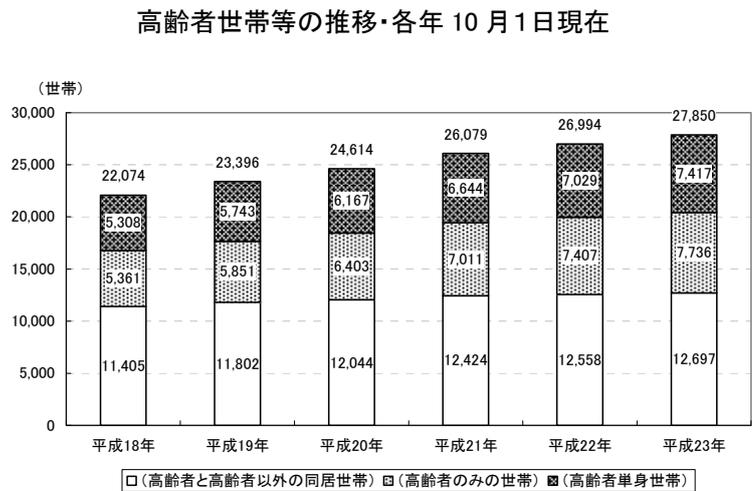
要支援・要介護認定者数は、平成23年9月末現在5,638人です。

そのうち、第1号被保険者は5,404人で、14%の高齢者が要支援・要介護認定を受けていることになります。要支援・要介護認定者数は今後も増加を続け、平成26年には6,363人となる見込みです。



■世帯の推移

平成23年10月1日現在の高齢者のいる世帯は、27,850世帯で、平成18年10月1日現在から約5,800世帯の増加となっています。高齢者の単身世帯と高齢者のみの世帯を合わせた世帯は、平成18年10月1日現在の10,669世帯から平成23年10月1日現在には15,153世帯と、約4,500世帯増加し、その割合も、48.3%から54.4%に増加しています。

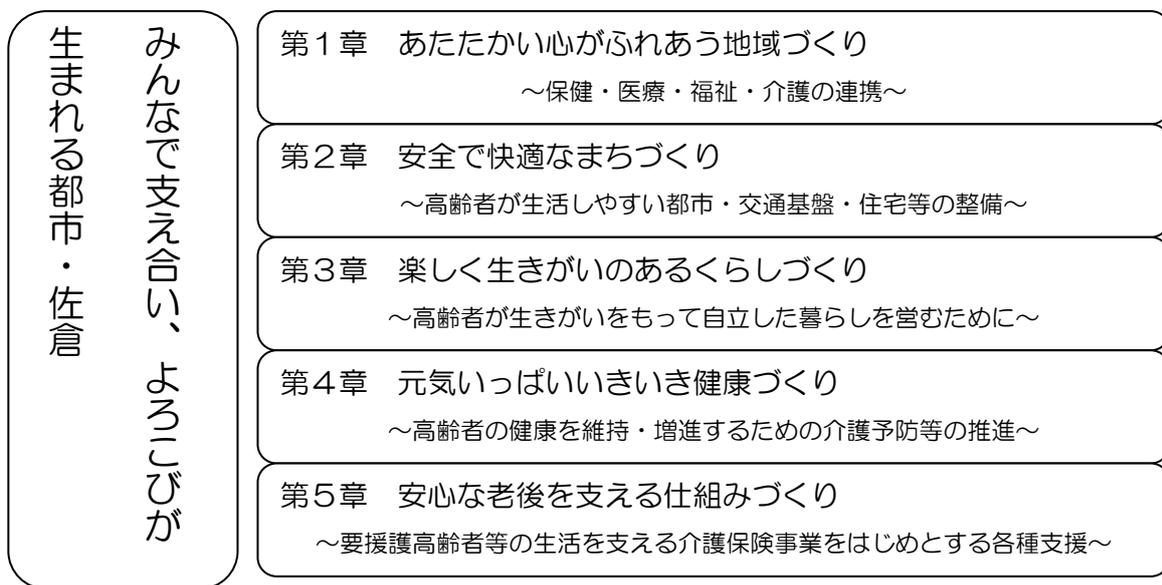


3. 計画の基本理念・高齢者施策の体系

この計画の基本理念を「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」とします。これは、市民と市民、市民と行政が支え合うことを基本に、市民一人ひとりの生活からまちづくりに至る、佐倉市の総合的な高齢者福祉・介護保険施策を推進する姿勢をあらわすものです。

みんなで支え合う都市を実現するため、とりわけ「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の権利擁護」について十分配慮し、積極的に取り組んでいきます。

高齢者施策の体系



4. 計画の重点施策

佐倉市では、早急な課題解決が望まれるものや、今後の佐倉市を見据える中で、取り組んでいかなければならないもの、また、実態調査（アンケート調査）から明らかになった意見や要望等を踏まえ、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画に取り込む重点施策として以下の6項目を掲げます。

- 重点施策1：介護予防の推進
- 重点施策2：福祉施設の整備・拡充
- 重点施策3：保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化
- 重点施策4：在宅福祉サービスの維持・充実
- 重点施策5：認知症に関する知識の普及と支援体制の強化
- 重点施策6：介護保険制度の効率的運用

5. 高齢者福祉施策の推進 (※内容は主なものを抽出しています)

第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり

1・保健・医療・福祉・介護のネットワーク	主な施策
各地域包括支援センターの体制強化及び機能充実に向けて施策を推進します。	・地域包括支援センターの拡充 ・保健・医療・福祉・介護の連携強化
2・ボランティア活動の促進・支援	主な施策
佐倉市におけるボランティア活動は活発であることから、今後も各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めます。	・行政への協力活動を行うボランティア活動等の支援
3・福祉意識の高揚	主な施策
多様な方法で市民等に対する福祉意識の高揚を図ってきましたが、今後も福祉意識の高揚の施策を推進していきます。	・福祉に関する学習機会の提供 ・敬老事業の推進
4・市民参加の推進	主な施策
今後も市民が福祉活動に参加しやすい方策を講じます。	・市民参加の体制づくり ・市民公益活動団体への支援

第2章 安全で快適なまちづくり

1・高齢者が行動しやすい都市基盤の整備	主な施策
市民、民間事業者等との連携を強化して、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。	・高齢者が安心して利用できる交通基盤の整備
2・高齢者が生活しやすい住宅の整備	主な施策
高齢者が安心・安全で快適に生活することができる住宅づくりに努めます。	・高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

第3章 楽しく生きがいのあるくらしづくり

1・高齢者の就労機会の確保	主な施策
関係機関との連携を充実させ、支援策を強化していくように努めます。	・高齢者の就労機会の拡大 ・高齢者のための就業相談
2・高齢者の社会参加の促進	主な施策
高齢者クラブ活動をはじめとする各種高齢者ボランティア活動への参加を奨励します。	・高齢者クラブ活動の支援 ・高齢者の経験や知識の活用
3・高齢者の学習活動の推進	主な施策
高齢者が参加可能な学習活動等〔公民館活動、学校・教育機関による公開講座等〕を推進します。	・公民館活動における生涯学習等の推進
4・高齢者を主体とした世代間交流の推進	主な施策
継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。	・世代間交流を深めるふれあいの場づくり

第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり

1・介護予防〔地域支援事業〕の推進	主な施策
高齢者の生活機能の維持・向上を図るため、一次予防と二次予防に重点を置いた施策を推進します。	・二次予防事業の対象者を対象とした介護予防の推進
2・いきいき健康づくり	主な施策
住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康に安心した生活を送ることができるよう支援します。	・はり、きゆう、マッサージ等利用支援

第5章 安心な老後を支える仕組みづくり

1・介護保険サービスの推進	主な施策
介護保険サービスの質の向上等に努め、介護保険事業全体のバランスを考慮したうえで内容の充実に努めます。	・居宅サービス ・施設サービス
2・介護予防の推進	主な施策
すべてのかたが自立してその人らしい生活を営めるよう、介護予防施策の充実に努めていきます。	・高齢者全般を対象とした介護予防の推進（地域支援事業）
3・介護家族の支援	主な施策
要介護者を支える家族の心身への支援をはじめとする各種サービスを推進し、介護家族の負担が軽減できるよう努めます。	・介護者教室 ・認知症高齢者見守り
4・高齢者の生活を支援する福祉サービスの推進	主な施策
高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援サービスの提供を推進します。	・権利擁護 ・高齢者の虐待防止
5・認知症対策の推進	主な施策
認知症を予防するとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各種施策を推進します。	・認知症の理解促進と支援体制の構築 ・認知症予防の推進

6. 介護保険サービスの推進

■第5期計画期間中の施設整備計画

施設サービスについては、被保険者数や要支援・要介護認定者数、入所希望者数等をもとに、以下の整備方向を踏まえ施設整備に取り組みます。

1. 介護老人福祉施設については1施設増設（50床）、1施設新設（100床）を見込んでいます。
2. 介護老人保健施設は1施設新設（100床）を見込んでいます。
3. サービス付き高齢者向け住宅及び介護付き有料老人ホームについては、440床を見込んでいます。
4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は1箇所見込んでいます。
5. 認知症対応型共同生活介護は2施設（計36床）を見込んでいます。
6. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は5施設（計145床）を見込んでいます。
7. 複合型サービスについては、整備を見込んでおりませんが、整備意向があった場合には、小規模多機能型居宅介護との整合性を図ったうえで、整備を認めます。

7. 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者の保険料

第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の負担割合は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合で決めることとされており、第5期計画期間では「標準給付費見込額」のうち、第1号被保険者は21%、第2号被保険者は29%を負担することになります。

サービス事業費は年々増加し、平成26年度には、百億円を超えることが見込まれ、計画期間の3年間の総事業費は、約304億円となることが推計されました。これに伴い、第1号被保険者保険料基準額は、4,700円/月としました。

■ 標準給付費と地域支援事業費の見込み

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
標準給付費	8,850,313,545	9,587,630,079	11,164,175,912	29,602,119,536
地域支援事業費	265,223,289	287,331,340	334,610,158	887,164,787
合計	9,115,536,834	9,874,961,419	11,498,786,070	30,489,284,323

■ 第5期の保険料段階・保険料率

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料	被保険者構成割合
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	基準額 4,700× 12×0.50 28,200円	1.16%
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	28,200円	13.58%
特例 第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方で、第2段階に該当しない方	0.65	36,700円	4.02%
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	42,300円	4.03%
特例 第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	47,900円	20.45%
第4段階	・本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.00 『基準段階』	56,400円 『基準年額』	11.79%
第5段階	・本人が市民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	64,900円	10.04%
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	70,500円	13.59%
第7段階	・本人が市民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.50	84,600円	15.84%
第8段階	・本人が市民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が400万円以上の方	1.75	98,700円	5.49%

8. 計画の推進に向けて

■計画の進行管理及び点検、評価

この計画の円滑で確実な実施を図るとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの質と量を維持し、高齢者がより使いやすいサービスをめざしていくため、計画の進行状況について、点検と評価を行います。

進行管理及び点検は、①行政からの視点、②市民からの視点、③事業者からの視点を明らかにし、必要な対策を講じやすくします。

■計画の推進体制

1. 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会による進行管理及び点検評価

第5期計画の進行管理及び点検評価については、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」及び「高齢者福祉検討会」「介護保険検討会」が主体となって実施します。

2. 市民との連携体制

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者本人やその家族の努力、また、事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員や地域住民、ボランティア（団体）などのさまざまな支援や協力が必要です。市民にこの計画を理解していただき、市民や関係者との連携・ネットワーク化を積極的に推進するとともに、福祉・介護サービスの質を高め、より使いやすいものにしていくため、市民のニーズを的確に把握できる体制づくりを行います。

■財源の確保

佐倉市においては、今後も税収が減少する一方で、社会保障関係費の増加が続くと見込まれており、高齢者福祉の施策を円滑に遂行するためには、各種施策の見直しや改善を図ることによって、限りある予算で最大の効果が得られるように、創意工夫に努めていく必要があります。

また、介護保険事業についても、平成12年の制度開始以来、サービス利用者は増加の一途をたどっており、今後も高齢者が増加し続ける中で、介護保険制度を持続可能な制度にするような工夫が求められています。

そのため、今後も、高齢者福祉サービス及び介護保険サービスに必要な財源の確保に努めるとともに、徹底した事業運営の効率化や効果的な取り組みを推進し、限られた財源をより有効に活用できるよう取り組んでいきます。